

栃木県内事業者と県民のための  
**新型コロナ補助金等無料相談会**

開催日時	会場
<b>7月14日</b> <small>火</small> 13時30分～16時	<b>大田原西地区公民館</b> 第3会議室・第4会議室 大田原市浅香3丁目3578番地747
<b>7月17日</b> <small>金</small> 13時30分～16時	<b>キョクトウとちぎ蔵の街楽習館</b> 栃木市市民交流センター 大交流室 栃木市入舟町6番8号(旧栃木中央小学校)
<b>7月20日</b> <small>月</small> 13時30分～16時	<b>栃木県行政書士会館</b> 宇都宮市西一の沢町1番22号

予約の方優先。当日申込可。  
 ご来場の際は、マスク着用をお願いいたします。



**栃木県行政書士会**

**TEL 028-635-1411**

(月～金 9:00～17:00 祝祭日除く)



日本行政書士会連合会公式キャラクター ユキマサくん

## 新型コロナウイルス感染症関連

### 主な省庁、栃木県及び栃木県内各市町の事業者支援について

(令和2年7月1日現在)

注1：行政書士法に基づき、雇用関連の補助金等の掲載は行っておりません。

注2：栃木県行政書士会が取りまとめたものであるため、日本国政府並びに栃木県及び県内市町の情報に限定しております。

注3：政府及び各自治体から発表される情報等は日々更新されているため、情報やリンクが古くなっている場合がございます。情報には細心の注意を払っておりますが、万が一古い情報等がある場合はご了承くださいませようお願いいたします。

注4：特別定額給金については事業者支援ではございませんが、事業者支援の一環ととらえ、掲載しております。

栃木県行政書士会 中小企業支援部

		補助金・助成金・ 給付金情報	各省庁、各自治体の事業者支援に関する公式ページ
経済産業省（けいざいさんぎょうしょう）		<a href="#">●</a>	<a href="#">持続化給付金</a>
総務省（そうむしょう）		<a href="#">●</a>	<a href="#">特別定額給付金</a>
栃木県（とちぎけん）		<a href="#">●</a>	<a href="#">軽量版公式ホームページ（緊急時暫定版）</a>
宇都宮市（うつのみやし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">事業者・農業者の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症）</a>
足利市（あしかがし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナ 市政情報まとめ</a>
栃木市（とちぎし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">事業者支援・相談</a>
佐野市（さのし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">事業者向けの情報</a>
鹿沼市（かぬまし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">【事業者向け】新型コロナウイルス感染症関連支援策のご案内</a>
日光市（にっこうし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルス感染症に関する企業支援事業</a>
小山市（おやまし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">中小企業向け支援策</a>
真岡市（もおかし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け支援策について</a>
大田原市（おおたわらし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け支援策について</a>
矢板市（やいたし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルス特設サイト</a>
那須塩原市（なすしおぼらし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">事業者向け関連支援策のご案内（新型コロナウイルス感染症）</a>
さくら市（さくらし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">企業向け支援情報</a>
那須烏山市（なすからすやまし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">支援制度情報</a>
下野市（しもつけし）		<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ</a>
河内郡	上三川町（かみのかわまち）	<a href="#">●</a>	<a href="#">町の支援対策</a>
芳賀郡	益子町（ましこまち）	<a href="#">●</a>	<a href="#">事業者の方へ</a>
	茂木町（もてぎまち）	<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルス感染症関連情報 / 町内事業者の方へ</a>
	市貝町（いちかいまち）	<a href="#">●</a>	<a href="#">事業者への方へ</a>
	芳賀町（はがまち）	<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルス感染症に係る中小企業への支援制度及び相談窓口について</a>
下都賀郡	壬生町（みぶまち）	<a href="#">●</a>	<a href="#">中小企業者への新型コロナウイルス対策のご案内</a>
	野木町（のぎまち）	<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルス感染症に関する中小企業向け支援情報</a>
塩谷郡	塩谷町（しおやまち）	<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルスに関する中小企業向け相談窓口・支援策について</a>
	高根沢町（たかねざわまち）	<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルス対策緊急支援資金について</a>
那須郡	那須町（なすまち）	<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルス感染症に係る各種支援対策について</a>
	那珂川町（なかがわまち）	<a href="#">●</a>	<a href="#">事業者向け 新型コロナウイルス情報</a>
独立行政法人中小企業基盤整備機構		<a href="#">●</a>	<a href="#">新型コロナウイルス感染症に関する支援のご案内</a>

## 【経済産業省】

### 持続化給付金

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

目 的：感染症拡大により、特に影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。

時 期：令和2年5月1日（金）から令和3年1月15日（金）まで

給付額：法人は上限200万円、個人事業者は上限100万円

条 件：中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している者。

参 照：「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」P26

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

### 持続化給付金 申請サポート会場（栃木県内）（令和2年5月22日現在発表分）

◆：開設済み ◇：開設予定

- ◆宇都宮市（2020年5月14日（木）開設）開場時間9：00-17：00（土日也可）  
〒321-0964 栃木県宇都宮市駅前通り1-3-1 KDX宇都宮ビルB1F  
電話（コールセンター）0120-115-570
- ◆足利市（2020年5月22日（金）開設）開場時間9：30-16：30（土日也可）  
〒326-8502 栃木県足利市通3-2757 足利商工会議所1F  
電話（コールセンター）0120-115-570
- ◆栃木市（2020年5月22日（金）開設）開場時間9：00-17：00（土日也可）  
〒328-8585 栃木県栃木市片柳町2-1-46 栃木商工会議所1F  
電話（コールセンター）0120-115-570
- ◆佐野市（2020年5月24日（日）開設）開場時間9：30-16：30（土日也可）  
〒327-0027 栃木県佐野市大和町2687-1 佐野商工会議所3F  
電話（コールセンター）0120-115-570
- ◆鹿沼市（2020年5月24日（日）開設）開場時間9：00-17：00（土日也可）  
〒322-0031 栃木県鹿沼市睦町287-16 鹿沼商工会議所1F  
電話（コールセンター）0120-115-570
- ◆日光市（2020年5月24日（日）開設）開場時間9：00-17：00（土日也可）  
〒321-1422 栃木県日光市宝殿66-1 日光商工会議所2F  
電話（コールセンター）0120-115-570
- ◆小山市（2020年5月23日（土）開設）開場時間9：30-16：30（土日也可）  
〒323-8691 栃木県小山市城東1-6-36 小山商工会議所4F  
電話（コールセンター）0120-115-570
- ◆真岡市（2020年5月23日（土）開設）開場時間9：00-17：00（土日也可）  
〒321-4305 栃木県真岡市荒町1203 真岡商工会議所1F  
電話（コールセンター）0120-115-570 休館日：7月26日、27日

## 家賃支援給付金

[https://www.meti.go.jp/covid-19/support/00/00\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/support/00/00_01.pdf)

目的：新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給

対象者：中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、令和2年5月～令和2年12月において以下のいずれかに該当する者

- ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少

時期：令和2年度第2次補正予算の成立が前提

給付額：申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）を支給

法人：月額家賃75万円まで 給付率2/3 上限（1か月あたり）50万円

月額家賃75万円から 給付率1/3 上限（1か月あたり）100万円

個人：月額家賃37.5万円まで 給付率2/3 上限（1か月あたり）25万円

月額家賃37.5万円から 給付率1/3 上限（1か月あたり）50万円

条件：中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している者。

## 【総務省】

### 特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

目的：新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、外出を自粛して感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う

給付額：給付対象者1人につき10万円

申請方法：インターネット申請（マイナンバーカードが必要）又は郵送申請

時期：①インターネット申請受付開始の自治体

<https://img.myna.go.jp/pdf/kyuhu/kyuhu-online.pdf>

②郵送申請の場合

市区町村において決定

申請期限：郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

条件：給付対象者：基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者  
受給権者：その者の属する世帯の世帯主

各言語版（総務省）

[特別定額給付金のご案内 ENGLISH（英語版）](#) 

[特別定額給付金のご案内 中文（簡体）（中国語簡体版）](#) 

[特別定額給付金のご案内 中文（繁体）（中国語繁体版）](#) 

[特別定額給付金のご案内 한국（韓国語版）](#) 

[特別定額給付金のご案内 Tiếng việt（ベトナム語版）](#) 

[特別定額給付金のご案内 Tagalog（フィリピン語版）](#) 

[特別定額給付金のご案内 Português（ポルトガル語版）](#) 

[特別定額給付金のご案内 Español（スペイン語版）](#) 

[特別定額給付金のご案内 Orang indonesia（インドネシア語版）](#) 

[特別定額給付金のご案内 ภาษาไทย（タイ語版）](#) 

[特別定額給付金のご案内 नेपाली（ネパール語版）](#) 

栃木県国際交流協会

多言語版特別定額給付金申請書の記入方法のご案内

<https://drive.google.com/drive/folders/1edxsXcf8ii30lioSoJKRzFZ26gbDApXH>

## 【栃木県】

新型コロナウイルス対策に関する軽量版公式ホームページ（一時的なもの）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

### 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（受付終了）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/kyoryokukin.html>

案内：新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の申請について

———[http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/documents/kyoryokukin\\_chirashi.pdf](http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/documents/kyoryokukin_chirashi.pdf)

インターネット申請窓口：新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

<https://tochigi-kyoryokukin.com/>

目的：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼に応じて休業に協力した事業者に対し、協力金を支給する

支給額：1事業者—最大30万円

———（1事業者あたり10万円。事業所を賃借している場合は10万円を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに10万円を加算）

時期：令和2年5月7日（木）から令和2年6月30日（火）まで

申請方法：インターネット申請又は郵送申請

締切：①インターネット申請の場合—令和2年6月30日（火）午後11時59分までに送信を完了

———②郵送申請の場合—令和2年6月30日（火）の消印有効

条件：次の全ての要件を満たす者

1. 緊急事態措置を実施する前（令和2年4月17日以前）から、次のいずれかの対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営している方が対象
  - （1）「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設
  - （2）「事業の継続を求める施設」の内、「食事提供施設」※対象施設一覧（栃木県HP）  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/documents/20200427taisyouisetsu.pdf>
2. 緊急事態措置の期間（令和2年4月18日から5月6日まで）の内、栃木県の要請に応じ、令和2年4月21日から5月6日まで、継続して休業した事業者  
ただし、宿泊施設（行楽を主目的とする宿泊に係る事業に限る）については、令和2年4月28日から5月6日まで継続して休業した事業者
3. 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が栃木県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことが必要です。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないことが必要です。

## 栃木県地域企業再起支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策支援補助金）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/saikishienhojyokin.html>

チラシ：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/documents/chirashi0605.pdf>

公募要領：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/documents/kouboyouryou0605.pdf>

目的：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者が行う事業継続・再起に要する費用の一部を補助

公募期間：~~第1回公募：令和2年6月5日（金）から6月30日（火）~~（受付終了）

第2回公募：令和2年7月10日（金）から7月31日（金）

第3回公募：令和2年8月17日（月）から9月18日（金）

※ 予算上限に達した場合には、第2回以降の公募が中止となることがあります。

補助対象者：本事業の補助対象者は、次の（1）から（3）に掲げる要件をいずれも満たす中小企業者になります。

- （1） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた栃木県内に所在する（※1）中小企業者（※2）であること。ただし、みなし大企業（※3）は除く。
- （2） 本事業への申請の前提として、早期の事業継続・再起に向けた補助事業計画を策定していること。
- （3） 次の①から⑥に掲げるいずれにも該当しないこと（※4）。
  - ① 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - ② 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
  - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑥ 県税を未納の者

特記事項：小規模事業者に該当する場合は、国が実施する「小規模事業者持続化補助金」の活用が可能のため、本補助金においては、補助申請額が100万円を超え、1,000万円以内のものが対象となります。小規模事業者以外の中小企業者は補助申請額に下限はありません。



## 【宇都宮市】09201

### 企業等応援助成金

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/sangyo/chushokigyos/1023357.html>

目的：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業主に対して、「緊急的な給付金と融資」で支えていく考えのもと、国の「持続化給付金」申請開始までのつなぎ支援を行うとともに、国の給付金の対象とならない事業者を支援

助成額及び条件：① ~~国の「持続化給付金」までの「つなぎ」支援~~

法人10万円、個人事業主5万円（令和2年5月15日受付終了）

② 国の「持続化給付金」対象外事業者への支援

法人：売上が前年同月比30%以上50%未満 50万円

売上が前年同月比20%以上30%未満 25万円

個人事業主：売上が前年同月比30%以上50%未満 25万円

売上が前年同月比20%以上30%未満 12万5千円

時期：① ~~国の「持続化給付金」までの「つなぎ」支援~~

~~令和2年4月24日（金）から令和2年5月15日（金）まで~~

~~（令和2年5月15日受付終了）~~

② 国の「持続化給付金」対象外事業者への支援

令和2年4月24日（金）から令和3年1月15日（金）まで

申請方法：郵送

特記事項：5月16日（土）から申請書類や提出書類、創業1年未満の事業者の計算方法等が新しくなります。

企業等応援助成金は、国の「持続化給付金」を補完する制度であることから、原則として、国給付金に準じた要件としております。そのため、国給付金の申請開始等に伴い、国の申請方法を踏まえ、売上の減少率や計算方法等を新しくしました。

詳細は、5月16日以降申請用の添付ファイルをご覧ください。

[5月16日以降申請用 \(zip 3.3MB\)](#) □

#### 【主な変更点】

申請書等の様式が新しくなりました。

創業1年未満の事業者の算出方法が新しくなりました。

### 新業態開拓等支援補助金

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/sangyo/chushokigyos/1023358.html>

目的：新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に影響のあった事業者に対して、当面の売上の維持や減少幅の縮小、3つの「密」の回避などに向けた新たな取組に係る費用の一部を補助

補助額：補助上限額50万円 補助率1/2

時期：令和2年5月8日（金）から令和2年12月28日（月）まで

申請方法：郵送

条件：売上が前年同月比20%以上減少した中小・小規模事業者、個人事業主

## 農業応援助成金

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/sangyo/nougyou/oshirase/1023727.html>

要 綱 :

[https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/023/727/kouhuyouryou.pdf](https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/023/727/kouhuyouryou.pdf)

目 的 : 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農業者（個人）の皆さんを対象に、最大 25 万円の緊急的な助成を行い、営農の継続や経営の安定化を応援

対象者 : ① 2019年の税務申告をした農業者（法人を除く）

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年のいずれかのひと月の農業収入が、2019年の平均月収より、20%以上50%未満減少している者

助成額及び条件 : ① 収入減少率 : 30%以上50%未満

助成上限額 : 25万円

② 収入減少率 : 30%以上50%未満

助成上限額 : 12万5千円

時 期 : 令和3年1月15日（金曜日）まで

申請方法 : 原則郵送

注意事項 : ① 農業応援助成金は、1人につき1回限りの申請

② 国の「持続化給付金」の申請をした方及び今後申請を予定している方は対象外となる。

③ 2019年の平均月収と比較して収入の減少率が最も大きい月を「対象月」とする。

④ 収入の減少率が50%を超える場合は、国の「持続化給付金」の対象となる。

## 市民活動団体応援助成金（新型コロナウイルス感染症関連）

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kyodo/npo/1023726.html>

要 綱：

[https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/023/726/tirasi.pdf](https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/023/726/tirasi.pdf)

目 的：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う活動の減少や、活動を縮小する中であっても、市民活動団体の活動の継続性を確保するため、公益的な活動を行う任意の市民活動団体を支援

対象者：下記の条件①～③がすべて該当する団体のみ

① 公益的な活動を行っている団体

- ・ 規約や会則を持ち、継続的に公益的な活動が行われている団体（申請時点で設立後1年未満の団体は対象となりません）
- ・ 原則5名以上で構成されている団体
- ・ 宇都宮市内で活動している団体
- ・ 特定非営利活動促進法の20分野に該当する活動を行う団体

② 設立目的や組織性が確認できる団体

規約や会則により、団体の設立目的や所在地、組織等が定められている団体

③ 活動に必要な収入（年間5万円以上）が新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1～12月のいずれかの月の収入（注意1）が、前年同月比で20%以上減少（注意2）していることが確認できる団体

助成額：月の収入の減少割合に応じて助成

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| ① 収入減少率：20%以上50%未満 | 50,000円  |
| ② 収入減少率：50%以上      | 100,000円 |

時 期：令和2年5月20日（水）～令和3年1月15日（金）まで（当日消印有効）

申請方法：原則郵送

注意事項：① （注意1）昨年度決算において年間収入が5万円以上とします。収入の考え方は、毎年の収入（会費、継続的な事業収入 等）となります。

② （注意2）2020年において、前年と比較して収入の減少率が最も大きい当該月を「対象月」といいます。この「対象月」における収入の減少割合によって助成金額が異なります。

## 【足利市】09202

### 足利市中小企業等事業継続応援金

<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/zigyokeizokuouennkin.html>

チラシ：<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/uploaded/attachment/60128.pdf>

目的：新型コロナウイルスの影響を受け、売り上げが減少しているが、国の持続化給付金の対象とならない中小企業等の方に事業の継続や経営の安定化を支援するための応援金を支給

給付額：法人、個人事業主ともに 上限10万円

時期：令和2年6月1日（月）～令和3年3月31日（水）

申請方法：郵送にて申請 ※やむを得ず窓口申請の場合は完全予約制

申請先：〒326-8601 足利市本城3丁目2145

足利市役所 産業観光部 商業振興課

支給対象者：国の持続化給付金の対象にならない、以下のいずれかに該当するもの

- 1 足利市内に登記上の本社、本店などの主たる事業所を有する中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者
- 2 足利市内に住所を有する認定農業者又は認定新規就農者であって、前年の農業所得について確定申告又は住民税の申告をしているもの
- 3 その他市長が認めるもの

ただし、上記に係わらず、以下に該当するものは対象としない。

- 1 足利市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は第6条に規定する暴力団密接関係者
- 2 法人税法別表第一に規定する公共法人
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営むもの（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営むものを除く。）
- 4 政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- 5 営業に関して必要な許認可等未取得していないもの
- 6 応援金を交付するにあたり、当市が社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがあるもの

条件：以下の全てに該当するもの

- (1) 2019年12月31日までに創業し、新型コロナウイルスの影響により、2020年1月～12月のいずれかの1か月間の売上が、前年同月比で20%以上50%未満減少していること（いずれかの月が50%以上減少している場合は対象外）  
※創業から1年に満たない事業者及び農業者の場合、2019年中の売上の平均額を対象月と比較する。
- (2) 市税の滞納がないこと。ただし、納期が2020年2月1日～2021年1月31日までのもののうち、納期納税猶予についての申請をしている場合は除く

## 足利市小規模事業者家賃支援金

<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/yatinsien.html>

リーフレット：<https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/uploaded/attachment/60203.pdf>

目的：新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した、市内で飲食業等を営む従業員5人以下の事業者を対象に、店舗等における家賃の一部を支援

給付額：1事業者につき6万円

時期：令和2年6月1日(月)～令和2年9月30日(水)

申請方法：郵送にて申請 ※やむを得ず窓口申請の場合は完全予約制

申請先：〒326-8601 足利市本城3丁目2145

足利市役所 産業観光部 商業振興課

対象者：市内で飲食業等の店舗を営む小規模事業者（従業員5人以下）

対象業種：日本標準産業分類における中分類で下記のもの（下段は、対象となる事業の例）

56 各種商品小売業 スーパーなど	75 宿泊業 旅館、ホテルなど
57 織物・衣服・身の回り品小売業 男子服・婦人服・かばん・靴の小売など	76 飲食業 食堂、レストラン、酒場、バーなど
58 食料品小売業 肉屋、パン屋、酒屋、コンビニ など	77 持ち帰り・配達飲食サービス業 宅配ピザ屋、持ち帰り弁当屋など
59 機械器具小売業 自動車・自転車・家庭用電気器具の小売 など	78 洗濯・理容・美容・浴場業 クリーニング業、美容院、エステティックサロン など
60 その他の小売業 花屋、書店、おもちゃ屋、眼鏡屋 など	

- 条件：(1) 令和2年4月から6月の期間において店舗等を借用（賃貸借契約）していること  
※令和2年3月1日以降に開店した店舗は対象外  
※駐車場、倉庫としてのみ活用している場合は対象外
- (2) 市税の滞納がないこと  
※納税の猶予を認められている場合は、この限りでない

【栃木市】09203

栃木市新型コロナウイルス感染拡大防止協力補助金（市協力補助金）

<https://www.city.tochigi.lg.jp/site/covid19/26648.html>

目 的：県協力金の支給を受けた市内で営業する事業者に対し、下記により「栃木市新型コロナウイルス感染拡大防止協力補助金（市協力補助金）」を交付

給付額：以下のいずれかの額

- （１）令和２年４月２１日（火）から５月６日（水）まで休業に協力した事業者  
１事業者 １０万円
- （２）令和２年４月２１日（火）から５月１０日（日）まで休業に協力した事業者  
１事業者 １２万５千円（（１）の１０万円＋２万５千円）

時 期：令和２年５月１８日（月）～令和２年８月３１日（月）

申請方法：郵送または窓口（本庁舎４階 ４Ａ－７）へ提出

条 件：補助対象者は、次のいずれにも該当する事業者

- （１）市内で事業を営んでおり、栃木県の要請・協力依頼に応じて市内の店舗等を休業した者
  - （２）「栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」の支給を受けた者
- ※ 補助金の申請には県の協力金の交付決定通知の写しの添付が必要

## 【佐野市】09204

### 佐野市事業所等新型コロナウイルス感染症予防対策費補助金

<https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/sangyou/sangyoritsuishuishinka/oshirase/14965.html>

案内チラシ：<https://www.city.sano.lg.jp/material/files/group/47/020511b.pdf>

目 的：新型コロナウイルスの感染症が拡大するなか、市民の安定的な生活の確保のために営業を続けなくてはならない食料品等の生活必需品を扱う事業所を対象に、感染予防対策の実施に要する経費を補助

給付額：かかった経費にかかわらず、事業所単位で定額を補助

個人事業主：5万円

法人事業者：10万円

時 期：予防対策を行った日から6月以内（1回限り）

申請方法：不明

条 件：① 新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大された令和2年4月16日（木）以前から引き続き市の区域内で事業活動を営んでいること。

② 全ての市税に滞納がないこと。

対象経費：新型コロナウイルス感染症の予防対策に要する費用

（例）窓口仕切り等の設置、来客入場制限のための誘導員配置、列間隔の確保対策、従業員のマスク着用、消毒液の設置、事業所の定期的な消毒作業、感染防止対策のポスター・のぼり旗等の設置 など

補助対象事業者：市民生活における安定的な生活確保に必要な事業所等のうち、次の①～⑪の事業者が対象

① 卸売市場

② 食料品売場

③ コンビニエンスストア

④ 百貨店（生活必需品売場）

⑤ スーパーマーケット

⑥ 農産物直売所

⑦ ホームセンター（生活必需品）

⑧ ショッピングモール（生活必需品）

⑨ ガソリンスタンド

⑩ 酒屋

⑪ その他（①～⑩の事業所に類する事業所）

問い合わせ先：佐野市役所産業文化部（産業立市推進課）

TEL：0283-20-3040 FAX：0283-20-3029

【鹿沼市】09205

**新型コロナウイルス感染拡大防止協力金**

<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0242/info-0000006199-0.html>

目 的：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県からの要請・協力依頼に応じて休業の協力をいただいた市内の事業者には協力金を支給

支給額：（１）県の協力金の支給対象者で、市内に有する施設を休業した事業者  
一事業者につき、一律１０万円（県の協力金＋市の１０万円）

（２）県の協力金支給対象施設で、令和２年５月２日から５月６日まで市内に有する施設を休業した事業者（（１）の支給を受けた者を除く。）

一事業者につき、一律５万円

対象施設一覧（栃木県HP）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/documents/20200427taisyouisetsu.pdf>

時 期：令和２年５月１１日（月）から７月１５日（水）まで

申請方法：郵送

条 件：１０万円の申請については、県の協力金の交付決定通知書の写しを添付いただきますので、まず、県の協力金を申請すること。



【日光市】09206

**日光市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（受付終了）**

<https://www.city.nikko.lg.jp/shoukou/coronavirus.html#si>

~~目的：人が密集することを避けるため、休業に協力いただいた事業者に対し一律10万円の協力を支給~~

~~支給額：1事業者あたり10万円~~

~~時期：令和2年5月7日（木）から6月30日（火）まで~~

~~申請方法：（原則）郵送~~

~~条件：次の全ての要件を満たす者~~

- ~~1. 日光市内に施設又は店舗を有し、事業を行っていること。~~
- ~~2. 上記1. が「[日光市協力金支給対象施設一覧](#)」に該当すること。~~
- ~~3. 令和2年4月25日（土）から5月6日（水）までの間、全期間休業すること。~~
- ~~4. 中小企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、個人事業者のいずれかに該当すること。~~

## 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援金

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/site/shinsei-navi/226942.html>

目 的：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した事業者の事業継続の支援を  
目的

給付額：1事業者あたり一律 10万円

時 期：令和2年5月7日（木）から ※令和2年5月8日現在、締切日設定なし

申請方法：郵送を原則とする

条 件：【法人の場合】

- (1) 市内に本社・本店等主たる事業所等を置き、引き続き事業を継続する意思がある方
- (2) 資本金10億円未満もしくは資本金の額が定められていない場合は従業員数が2,000人以下
- (3) 2020年1月から12月のうち、いずれかの月の売上高が前年同月比30%以上50%未満減少した者。  
ただし、2019年に新規開業した者、もしくは前年の月別売上高の確認できない者は、前年月平均の売上高と比較して30%以上50%未満減少した者
- (4) 国の持続化給付金の給付要件を満たさない者
- (5) 市税に滞納がない者

【個人の場合】

- (1) 市内に住民登録のある方で、引き続き事業を継続する意思がある方
- (2) 2020年1月から12月のうち、いずれかの月の売上高が前年同月比30%以上50%未満減少した者。  
ただし、2019年に新規開業した者、もしくは前年の月別売上高の確認できない者は、前年月平均の売上高と比較して30%以上50%未満減少した者
- (3) 国の持続化給付金の給付要件を満たさない者
- (4) 市税に滞納がない者

注意事項：1. 国の「持続化給付金」の給付要件を満たす方は対象になりません。

2. 支援金の申請は、1事業者につき1回限りとなります。

## 【真岡市】09209

### **真岡市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金**

<https://www.city.moka.lg.jp/toppage/soshiki/shokokanko/5/koronasien/10395.html>

目 的：新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、県の要請等に応じて休業した施設を有する事業者に対して、県が支給する協力金に加算する形式で、市独自の協力金を支給

給付額：1事業者 10万円

時 期：申請受付期間 令和2年7月31日（金）まで（郵送の場合、消印有効）

申請方法：郵送またはメール

条 件：協力金の支給対象となる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

1. 栃木県新型コロナウイルス感染拡大協力金の支給を受けていること。
2. 市内に本社又は本店を有していること。

## 【大田原市】09210

### 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

<https://www.city.ohatawara.tochigi.jp/docs/2020060200040/>

目 的：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県の要請・協力依頼に応じて令和2年4月21日から5月6日までの期間に施設の使用停止にご協力いただいた事業者に対し、大田原市が協力金を交付

給付額：1事業者あたり10万円

時 期：令和2年6月22日（月）から令和2年9月30日（水）まで

申請方法：ウェブ申請または郵便申請 感染拡大防止のため、対面での受付等はありません

ウェブ申請：新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 交付申請フォーム  
（6月22日以降、公開予定）

郵送申請：レターパック（プラス）、簡易書留等追跡ができる方法で郵送

324-8641

大田原市本町1-4-1 大田原市産業振興部商工観光課

（注意）

差出人の住所・氏名を必ず記載すること。

令和2年9月30日（水）消印有効

- 条 件：1. 市内に所在する施設を営む事業者  
2. 栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定を受けた方

## 【矢板市】09211

### 事業継続給付金

<https://www.city.yaita.tochigi.jp/site/coronavirus/jigyo-keizoku-kyufukin.html>

申請要綱：<https://www.city.yaita.tochigi.jp/uploaded/attachment/9619.pdf>

目的：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少した市内事業者に、事業の継続や再起の糧となるよう、事業全般に幅広く使える資金として、「事業継続給付金」を交付

給付額：一律10万円（一回のみ）※予算の範囲内となりますので、予めご了承ください。

時期：令和2年6月1日（月）～令和3年1月15日（金）

申請方法：郵送での提出

対象者：市内において、事業所を有する中小企業者、小規模企業者、個人事業主

※2019年12月までに創業していること。（創業して1年未満の方はご相談ください。）

※医療法人、社会福祉法人、NPO法人など会社以外の法人や、農林漁業については、矢板市商工会会員であること。

※宗教団体、政治団体は除く。

条件：①新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月～12月のいずれかの月の売上げが、前年同月比で20%以上50%未満減少していること。

※ただし、創業開始後1年未満の者の前年同月売上げについては、令和元年の月平均売上げとする。

②市内で事業を営み、今後も事業を継続する意思を有すること。

③交付申請時に、国の持続化給付金を受けていないこと。

④暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。

**新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（旅館・ホテル向け）（受付終了）**

<https://www.city.nasushiobara.lg.jp/22/8137.html>

~~目的：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために那須塩原市が非常事態を宣言したことを受け、特に旅行などで都道府県をまたいだ人の移動の自粛を促すため、市の協力依頼に応じて休業にご協力頂いた旅館やホテル等に対し、協力金を支給~~

~~給付額：1事業者一律10万円~~

~~時期：令和2年4月28日（火）から令和2年5月28日（木）まで~~

~~申請方法：郵送~~

~~条件：以下のすべての要件を満たす者~~

- ~~① 那須塩原市内に宿泊施設を有する旅館・ホテル等の事業者（以下「事業者」といいます。）~~
- ~~② 令和2年4月28日（火）から令和2年5月6日（水）までの全ての期間において、施設を休業した事業者~~
- ~~③ 令和2年4月28日以前に市内で開業しており、営業の実態がある事業者~~
- ~~④ 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が那須塩原市暴力団排除条例第2条（1）に規定する暴力団、同条（4）に規定する暴力団員又は同条（5）に規定する密接関係者及び（6）暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと  
また、上記の暴力団、暴力団員、密接関係者及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと~~

~~特記事項：申請書は、市内の旅館やホテルなどの宿泊施設に直接郵送。ホームページからダウンロードも可。~~

**さくら市新型コロナウイルス感染防止対策交付金（受付終了）**

<https://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/site/shingatakorona/koronakansenbousi.html>

~~目 的：新型コロナウイルス感染症の影響の大きい「小売業（無店舗小売業を除く）」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の感染予防対策を支援するとともに、市民生活に身近な事業所の感染予防対策を後押しし、市民生活の安全確保を目的とした、感染防止対策交付金を支給~~

~~給付額：1事業所 3万円~~

~~時 期：令和2年5月1日（金）から令和2年6月1日（月）（消印有効）~~

~~申請方法：郵送、FAX（028-686-2055）、またはメール~~

~~対象業種：①洗濯・理容・美容・浴場業~~

~~②その他の生活関連サービス業（旅行業、葬儀業）~~

~~③娯楽業（スポーツ施設提供業、遊技場、カラオケボックス業など）~~

~~条 件：消毒薬、マスク、手袋等、感染防止に資する資材購入等の支援~~

**さくら市新型コロナウイルス感染拡大抑止対策交付金**

<https://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/site/shingatakorona/koronakakudaiyokusi.html>

目 的：新型コロナウイルス感染症への感染が確認された店舗等に対して、10万円を交付

給付額：1事業所 10万円

時 期：感染が確認され場合

申請方法：郵送、FAX（028-686-2055）、またはメール

条 件：市内に事業所を有し、従業員等の感染が確認された等により、事業所の消毒作業を実施したこと

【那須烏山市】09215

**那須烏山市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金**

<https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/11,44147,71,html>

チラシ：<http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/11,44147,c,html/44147/20200512-142145.pdf>

目 的：新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、県の要請等に応じて休業した施設（自主的に休業した飲食業等の食事提供施設を含む）を有する事業者に対し、県の支給する協力金に上乘せする形で、市独自の協力金を支給

給付額：1事業者につき一律10万円

時 期：令和2年5月11日（月）～令和2年7月31日（金） ※当日消印有効

申請方法：原則郵送

申請先：〒321-0692

那須烏山市中央1-1-1 那須烏山市役所商工観光課「感染拡大防止協力金担当」行

条 件：市内で営業する事業者のうち、県が定める休業を要請・協力依頼する施設（自主的に休業した飲食業等の食事提供施設を含む）を有する事業者の施設を令和2年4月29日から令和2年5月6日までの間休業した場合

問い合わせ先：商工観光課（烏山庁舎1階）電話0287-83-1115



【下野市】09216

**下野市新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金【新型コロナウイルス対策】（受付終了）**

<https://www.city.shimotsuke.lg.jp/0338/info-0000006319-1.html>

目的：~~新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼に応じて休業にご協力いただいた事業者に対し、協力金を支給~~

給付額：~~5万円／1事業者~~

時期：~~令和2年5月18日（月）～6月30日（火）（消印有効）~~

申請方法：~~郵送~~

条件：~~令和2年5月11日（月）から5月17日（日）まで継続して休業した者~~

対象施設：~~施設の使用制限対象施設一覧を参照してください。~~

~~<https://www.city.shimotsuke.lg.jp/manage/contents/upload/5eb3f1c296888.pdf>~~

~~※食事提供施設については、自主的に休業した場合に本協力金の対象~~

上三川町新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金の支給について

<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0027/info-0000001951-0.html>

目 的：町内における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県知事が行った休業要請に応じる等した町内事業者に対して、上三川町新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金（以下、協力金という。）を支給

給付額：申請区分によって、支給金額が異なります。

（１）県協力金の支給決定を受けている事業者

令和２年４月２１日（火）から令和２年５月６日（水）までの１６日間

支給金額：１００，０００円

（２）県協力金の休業期間以外の支給要件を満たす飲食店を営む事業者（ただし、テイクアウトによる営業は認めるものとする。）

令和２年４月２６日（日）から令和２年５月６日（水）までの１１日間

支給金額：７０，０００円

時 期：令和２年５月１８日（月）から令和２年７月３１日（金）まで（７月３１日の消印有効）

申請方法：原則、郵送での受付

条 件：（１）栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（以下、県協力金という。）の支給要件を満たしている事業者、又は４月２６日から５月６日まで継続して休業した飲食店を営む事業者（町内において事業を行う法人又は個人）  
※県協力金の支給要件については、県ＨＰの「[協力金の詳細について](#)」を参照してください。

（２）令和２年４月１７日時点で町内において営業の実態があること

（３）町税の滞納がないこと

（４）上三川町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は密接関係者でないこと

【益子町】09342

**益子町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（受付終了）**

<http://www.town.mashiko.tochigi.jp/page/page002641.html>

目的：益子町外から不要不急の来訪者による新型コロナウイルス感染症から町民の生命を守るため、自主的に休業要請に協力した益子町内で事業活動する事業者のうち、下記の者に対し協力金を交付

支給額：1事業者—10万円

支給開始時期：令和2年5月中旬

時期：令和2年5月7日（木）～6月1日（月）（消印有効）

申請方法：郵送のみ

条件：飲食業、宿泊業、陶器関連販売業、古美術販売業、土産物販売業、美術館業で次の条件をすべて満たす者

- (1) 令和2年4月29日（水）～5月6日（水）の全ての目において、休業要請に協力した事業者（テイクアウト・宅配に形態を変更した者を含む）—
- (2) 令和2年4月28日以前に開業しており、営業の実態があること—
- (3) 益子町内に店舗・施設があること—
- (4) 仮設店舗、車両による販売は、対象外とする—
- (5) 益子町暴力団排除条例第2条第1号、同条第3号及び同条第4号に該当しないこと—

## 【茂木町】09343

### 事業所減収対策給付金

<https://www.town.motegi.tochigi.jp/motegi/nextpage.php?cd=5806&syurui=2>

目 的：茂木町緊急経済対策の一環として、収入減が著しい業種の事業者に対する給付金事業

支給額：1事業者につき20万円

時 期：茂木町商工会に確認

申請方法：茂木町商工会に確認

申請先：茂木町商工会

茂木町大字茂木141

0285-63-0325

条 件：① 商工会員である事業者（新規加入可）

② 飲食業、旅館業、旅行業、観光業等を営む事業者

※食品関係の販売業、美容院・理容室、学習塾を5月11日に追加

③ 売上げが30%以上減少した事業者

④ 町税を完納している事業者

問い合わせ先：茂木町商工会 0285-63-0325（平日8：30～17：15）

【市貝町】09344

**市貝町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（受付終了）**

[https://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info\\_id=46645](https://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=46645)

交付要綱：<https://www.town.ichikai.tochigi.jp/div/shoukou1/pdf/hpyoukou.pdf>

目的：栃木県の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休業にご協力いただいた事業者の方（県が定める対象事業種に限る）に、市貝町においても協力金を交付

給付額：1事業者あたり10万円

時期：令和2年5月7日（木）から5月29日（金）まで

申請方法：郵送のみ

条件：市貝町内に事業所を有し、5月2日（土）から5月6日（水）までの期間中休業した事業者

※栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金で定める対象の施設

対象施設一覧（栃木県HP）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/documents/20200427taisyousetsu.pdf>

【芳賀町】09345

**芳賀町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（受付終了）**

<https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/kankou/covid19/chuusyokigyoku.html>

パンフレット：<https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/kankou/covid19/documents/kyouryokutirashi.pdf>

交付要綱：<https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/kankou/covid19/documents/youkou.pdf>

目的：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、栃木県の要請・協力依頼に応じて休業に御協力いただいた対象事業者に対し、「栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」とは別に町から協力金を支給

給付額：1事業者10万円

時期：令和2年5月11日（月）から6月30日（火）まで ※締切目の消印有効

申請方法：原則郵送

条件：栃木県からの使用制限の要請または協力依頼により、令和2年4月21日（火）から5月6日（水）まで（ホテルまたは旅館については、令和2年4月28日（火）から5月6日（水）まで）継続して休業した、緊急事態宣言以前から芳賀町内で営業する事業者（飲食業等の食事提供施設においては自主的に休業したもの）

※支給対象は、栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金で定めた対象の施設  
対象施設一覧（栃木県HP）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/documents/20200427taisyouisetsu.pdf>

**新型コロナウイルス感染拡大防止協力金**

<http://www.town.mibu.tochigi.jp/docs/2020051500029/>

目 的：県が実施する新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の対象施設（自主的に休業した飲食業等の食事提供施設を含む）のうち、次の表の（１）あるいは、（２）に該当する事業者に、それぞれに掲げる金額を支給。※（１）、（２）の両方は支給されない。

給付額：（１）県の協力金の支給対象者で、町内に有する施設を休業した事業者

[県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（県 HP リンク）](#)

一事業者につき、一律10万円

（県の協力金+町の10万円）

（２）県の協力金支給対象施設で、令和2年5月2日から5月6日まで町内に有する施設を休業した事業者（（１）の支給を受けた者を除く。）

一事業者につき、一律5万円

時 期：令和2年5月20日（水）から7月31日（金）まで

申請方法：郵送

## 【野木町】09364

### **野木町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金**

<http://www.town.nogi.lg.jp/page/page002918.html>

目 的：野木町では、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、栃木県の要請に応じて休業した施設を有する事業者に対して栃木県が支給する協力金に加算する形で、町独自の協力金を支給

支給額：1事業者あたり10万円

時 期：令和2年6月10日（水）から9月30日（水）まで【当日消印有効】

申請方法：郵送又は持参

申請要件：野木町協力金の支給対象となる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

1. 栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給を受けていること。
2. 町内に本社又は本店を有していること。



**塩谷町新型コロナウイルス感染症対策事業者助成金**

<https://www.town.shioya.tochigi.jp/info/1446>

目 的：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業主に対して、「緊急的な給付金と融資」で支えていく考え方のもと、国の「持続化給付金」の対象（売上の減少が前年同月比50%以上）とならない事業者を支援

対象者：国の「持続可給付金」の対象とならない、中小・小規模事業者（資本金10億円未満）・個人事業主

支援要件：事業収入に係る売上高が前年同月比20%以上50%未満減少した事業者

助成上限額：法人：30%以上50%未満 50万円

20%以上30%未満 25万円

個人事業主：30%以上50%未満 25万円

20%以上30%未満 12万5千円

助成額については、事業収入に係る前年総売上から前年同月比で最も減少率が高かった対象月の売上に12月を乗じた額を差し引いた金額（減少見込み額）を算出し、上限助成額と比較した際に、いずれか低い方の額

時 期：令和2年6月15日（月）から令和3年1月15日（金）まで

申請方法：郵送又は持参

注意事項：令和2年1月から町への申請までに売上が前年同月比50%以上減少している月があるなど、国給付金の要件を満たしている場合には、町の助成金を受けることはできない。

【那須町】09407

**那須町新型コロナウイルス感染拡大防止支援金**

<https://www.town.nasu.lg.jp/0209/info-0000001850-1.html>

目 的：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県及び那須町からの要請により営業を自  
粛頂いた事業者の皆様に対し、休業期間に応じた支援金を支給

給付額：支給対象期間及び支給額

支給対象となる休業期間	支援金の金額
令和2年4月29日（水）～令和2年5月6日（水）	100,000円
令和2年5月2日（土）～令和2年5月6日（水）	50,000円

時 期：令和2年5月8日（金）から令和2年11月13日（金）まで（予定）

申請方法：郵送（郵送が困難な場合には役場窓口でも相談可）

申請先：〒329-3292

栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13

那須町役場観光商工課

条 件：那須町内に事業所を有し、栃木県緊急事態措置に基づき栃木県から休業要請又は休業依  
頼のあった施設及び那須町から営業自粛要請のあった施設を営む事業者

その他：栃木県の支給する新型コロナウイルス感染拡大防止協力金と重複申請可

**那珂川町休業協力金**

<http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/life/kurashi/2020-0430-1031-51.html>

目 的：新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与するため、栃木県が実施している新型コロナウイルス感染拡大防止協力金に対する上乗せ及び独自の協力金を支給

給付額：① 令和2年4月21日から5月6日まで継続して休業した事業者（栃木県の協力金に該当する事業者）⇒ 10万円（上乗せ支給）

※ホテル又は旅館は、令和2年4月28日から5月6日までの継続休業で対象

② 令和2年4月22日以降5月2日までの間に休業を開始し、5月6日まで継続して休業した事業者（栃木県の協力金に該当しない事業者）⇒ 5万円（町独自支給）

※ホテル又は旅館は、令和2年4月29日以降5月2日までの休業開始及び5月6日までの継続休業で対象

時 期：令和2年5月11日（月）から令和2年7月31日（金）まで

申請方法：インターネット（メール）、FAX、郵送

条 件：栃木県の協力金の対象施設と同じで、次の全てに該当する事業者

対象施設一覧（栃木県HP）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/documents/20200427taisyouisetsu.pdf>

- ・ 営業に必要な許可などを取得のうえ、令和2年4月17日以前から開業し、なおかつ営業実態がある事業者
- ・ 町税等の滞納がない事業者
- ・ 反社会的団体などに関わりがなく、なおかつ今後も関わらない事業者

## 【独立行政法人 中小企業基盤整備機構】

### 生産性革命推進事業

<https://seisansei.smrj.go.jp/>

生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を支援します。

生産性革命推進事業には、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」の3つの補助事業がございます。今回、「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設けます。

#### 【特別枠申請条件】

補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。

- A：顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと。
- B：非対面・遠隔でサービス提供をするためのビジネスモデルへ転換するための設備やシステム投資を行うこと。
- C：従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること。

#### ① ものづくり・商業・サービス補助

目的：新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

補助額：【通常枠】補助上限：1,000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3

【特別枠】補助上限：1,000万円 補助率：中小2/3、小規模2/3

時期：【通常枠】【特別枠】公募中

締切：令和2年5月20日（水）17時

#### ② 持続化補助

日本商工会議所（一般型）：<https://r1.jizokukahojokin.info/>

日本商工会議所（コロナ特別対応型）：<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

目的：小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：【通常枠】補助上限：50万円 補助率：2/3

【特別枠】補助上限：100万円 補助率：2/3

締切：【特別枠】第2回令和2年6月5日（金）当日消印有効

第3回令和2年8月7日（金）当日消印有効

第4回令和2年10月2日（金）当日消印有効

#### ③ IT導入補助

目的：ITツール導入による業務効率化等を支援

補助額：【通常枠】補助上限：30～450万円 補助率：1/2

【特別枠】補助上限：30～450万円 補助率：2/3

ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象

時期：【通常枠】【特別枠】令和2年5月上旬から5月中予定

参照：「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」P27～P32

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

④ 生産性革命推進事業による事業再開支援パッケージ

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522002/20200522002-1.pdf>

目 的：業種別の感染拡大予防ガイドラインに沿った取組への支援を拡充

補助額：50万円・定額 補助率10／10

特 徴：単独での申請は不可

持続化補助金又はものづくり補助金に加算する方法